

木材利用推進の取組について

農 林 水 産 省
総 部 務 学 省
文 生 科 働 省
厚 土 交 通 省
国 境 境 境 省
環 境 境 境 省

平成16年2月5日

目 次

農林水産省	・ ・ ・ ・ ・	1
総務省	・ ・ ・ ・ ・	3
文部科学省	・ ・ ・ ・ ・	4
厚生労働省	・ ・ ・ ・ ・	5
国土交通省	・ ・ ・ ・ ・	7
環境省	・ ・ ・ ・ ・	9

農林水産省における木材利用推進への具体的な方策

1. これまでの主な取組

(1) 関係省庁との連携

木材利用推進関係省庁連絡会議等の場を通じ、木材利用の推進を要請するとともに、文部科学省と連携した学校施設、厚生労働省と連携した児童福祉施設等への木材利用を推進。

- ・ 木材利用推進関係省庁連絡会議(平成8年7月設置)を通じて、各省庁等の所管事業における木材利用の推進について要請
- ・ 学校等施設整備における木材利用推進を一層強化することを目的として、文部科学省及び林野庁の担当者からなる連絡会を設置(平成12年10月)し、定期的に情報交換等を実施
- ・ 「木」の持つ柔らかさや温かみ等を活かした学校づくりを推進するため、平成11年度から都道府県、市町村の教育委員会及び林務担当職員等を対象とした講習会を開催(主催:文部科学省、後援:林野庁)
- ・ 文部科学省と連携し、エコスクールパイロット・モデル校における地域材による学校の内装整備等を推進
- ・ 厚生労働省と連携し、児童福祉施設への地域材による木製遊具の導入を推進
- ・ 厚生労働省と連携して新たに作成した医療施設の木造化に向けたパンフレットを活用し、医療施設の木造化の利点等を普及啓発
- ・ 国土交通省との連携により間伐材を有効利用した河川整備を推進することにより、公共土木事業の分野における間伐材製品の利用を推進

(2) 公共施設等への木材利用の推進

「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づき、農林水産省自らが行う公共土木工事や補助事業施設等において、木材利用を推進。事業実施要領の規定、事業実施に関する担当者会議等を通じ、木材利用の促進について要請。

- ・ 農林水産省自らが、公共土木工事、補助事業施設等における一層の木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定(平成15年8月)し、平成15年度、16年度を第1ステップとして集中的に実

施

- ・ 「原則として木造とする」(林業・木材産業構造改革事業の運用通知)と規定するなど、補助事業の事業実施要領等において、木材の利用促進について指導
- ・ 各種事業の実施に当たって、都道府県や地方農政局等の担当者会議等において、木材の利用促進について要請
- ・ 木製床固工、木製側溝等をモデル的に施工し、施工条件及び歩掛等の調査を実施するなど、木材を利用した土木工事の設計・施工に必要な歩掛等の情報を一層充実

(3) 国民への普及啓発

政府広報番組等の活用、各種フェア等の開催などを通じて、木材利用の推進について普及啓発を実施。間伐材封筒等国産材利用に貢献する物品の使用を推進。

- ・ 政府広報番組の活用、マスコミ等の積極的な活用、相談窓口の運営等による木材の品質、性能等の分かりやすい情報の提供
- ・ 間伐材を15～20%含む間伐材封筒、フラットファイル、名刺、国産材チップを約3割使用した紙製の缶飲料製品(カートカン)の使用を推進
- ・ 木材産業における創業・新規開業の支援や地域材利用の促進を目的として、大阪市、さいたま市において「明日の暮らしと環境・木材フェア」を開催(平成15年6月)
- ・ 「森林へいこうよ全国フェア2003」(東京、大阪)で間伐及び間伐材利用の重要性をPR(平成15年3、6月)

2. 今後の具体的な方策

農林水産省所管の事業における公共施設等への木材利用を引き続き着実に推進するとともに、関係省庁とも連携して、幅広い分野における木材利用を推進する。

マスコミ等の積極的な活用、間伐材封筒や紙製の缶飲料製品(カートカン)の使用を推進すること等を通じて、木材利用についての普及啓発を推進する。

総務省における木材利用推進についてへの具体的な方策

1. これまでの主な取組

(1) 地方公共団体が行う地域材の利用促進を総合的に推進する取組みに対しての地方財政措置（平成12年度～）

- ・展示会、イベントの開催、モデルハウス等による普及啓発
- ・協議会によるネットワーク化、マーケティング調査等による供給体制の整備
- ・新用途・新製品開発、高付加価値等の技術開発
- ・環境物品（木材製品）の購入等による普及啓発
- ・木質バイオマス・エネルギーの利用促進対策
- ・木材乾燥施設の整備促進及び地域材を利用した住宅建設への利子助成等に要する経費

上記に事業費ベースで110億円程度の地方交付税による支援。（平成15年度、16年度）

- ・その他、地域材を利用した住宅建設への低利融資として、事業費ベースで1,000億円程度の融資枠を確保している。（平成15年度、16年度）

(2) 全国会議等における要請

会議等において、地方公共団体が行う地域材利用促進の取組への支援内容を周知し協力を要請。

（全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議 平成16年1月21日開催等）

2. 今後の具体的な方策

(1) 会議等において、木材の利用促進について協力を要請する。

(2) 地方公共団体が行う地域材の利用促進を総合的に推進する取組みに対し支援する。

文部科学省の公立学校における木材利用推進への具体的な方策

1. これまでの主な取り組み

(1) 木材使用促進に関する通知の発出

昭和60年、平成8年及び10年に「学校施設における木材使用の促進について」を各都道府県教育委員会等へ通知した。

(2) 木造建物の補助単価の引き上げ

昭和61年度に大幅引き上げ(68.8%増)を行い鉄筋コンクリート造と同額とした。

(3) 木造における工事期間の確保

木材調達や乾燥に相当の期間を要することから、平成12年度より、小規模や低層のものでも2カ年の事業として採択できるようにした。

(4) 農林水産省との連携

平成11年度より林野庁と共同で、行政関係者を対象とした「木材を活用した学校施設に関する講習会」(全国3ヶ所/年)を実施。

(5) エコスクールパイロット・モデル事業の拡充

平成14年度から、「エコスクールパイロット・モデル事業(文部科学省)」において林野庁との連携を図り、地域木材を利用する学校施設について、林野庁から補助を受けられるよう拡充。

2. 今後の具体的な方策

(1) 木材を活用した学校施設事例集の作成

本年度に実施している木材を活用した学校施設に関する調査研究の成果を「事例集」として作成し、今後の木材活用に関する知識や技術を広く周知する。

(2) 講習会対象者の拡大

上記講習会の受講対象者を設計事務所、施工業者などの行政関係者以外にも拡大する。

厚生労働省における木材利用推進への具体的な方策

1. これまでの主な取組

(1) 調査報告書等の作成配布及び活用の要請

- ・ 「社会福祉施設等での木材利用事例集」を都道府県、市に配布。(平成9年度)
- ・ 「高齢者・障害者の心身機能の向上と木材利用報告書」を都道府県、市に配布。(平成10年度)
- ・ 「保育所木材利用状況調査研究事業報告書(木のぬくもりを保育所に)」を都道府県、市に配布。(平成11年度)
- ・ 「高齢者施設における木質系材料の効果及び普及に関する調査研究報告書(木は心 高齢者施設における木質系材料の使い方)」を作成。社団法人「日本医療福祉建築協会」において、協会会員等に配布。(平成14年度)
- ・ 「保育所木材大型遊具等利用状況調査研究事業報告書(木のぬくもりを保育所に<大型遊具編>)」を都道府県、市に配布。(平成15年度)
- ・ パンフレット「心と体にやさしい医療環境の創出 - 木材を利用した医療施設の整備 - 」を都道府県、市、関係団体に配布。(平成15年度)

(2) 全国会議等における指導

- ・ 林野庁長官通知を踏まえ、都道府県・市に対して社会福祉施設等における木材利用の推進について関係局長通知を発出して要請。(平成9年度)
- ・ 毎年度開催する全国担当部長(課長)会議において、社会福祉施設や病院・診療所、国立病院等における木材利用の促進を要請。
- ・ 木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨、社会福祉施設の整備方針として表明。なお、高齢者施設の整備費補助協議に際して、床材、壁材、手すり、天井材等に木材を活用する意向があるか否かの調査書を添付させている。

(3) 補助基準等

- ・ 社会福祉施設及び医療施設等において、木造建築に対する補助基準単価を設定している事業については、昭和62年度より鉄筋単価と同額とするために大幅引き上げを行った経緯がある。
- ・ 老朽化が著しい民間社会福祉施設については、災害事故の発生防止を促進する観点から、その改築に際し福祉医療機構の無利子融資を行っているが、平成元年より木造改築も無利子融資の対象としている。

2. 今後の具体的な方策

(1) 社会福祉施設等の整備費補助単価区分の改定

社会福祉施設等の施設整備費補助に際しては、従来、「木造」単価の区分はなく、「鉄筋」と「ブロック」の区分であったものを、平成15年度からは「木造」を含めたものとしている。(なお、特別養護老人ホーム等については、平成14年度から改定済みである。)

(2) 木材使用状況のフォローの徹底

社会福祉施設等について、これまでは事例紹介や会議等における周知に止まっていたが、今後は、補助対象とした建物にかかる構造系、仕上げ系（内装）家具等について、木材活用の浸透状況を把握し、必要な推進策を検討することとする。

(3) 木質系材料の効果等についての周知

平成14年度に実施した調査研究の結果を活用し、高齢者施設の整備について、事業者から直接相談を受ける各都道府県・市の担当者に対して、木質系材料の効果や普及について、周知徹底を図る。

(4) 高齢者施設建設ハンドブックの作成

平成14年度に実施した調査研究の結果を踏まえつつ、特別養護老人ホーム等を建設しようとする者や設計に関わる者向けに木材多用施設のメリットを明らかにした図書を作成してその普及を図る。

また、都道府県等においては、補助協議に係るヒヤリングに際して法人理事者及び設計者に当該図書を読むことを推奨するなどの要請をする。

(5) 整備費補助協議時における木材活用についての意向調査

- ・ 高齢者施設の整備費補助協議に際して、平成14年度新規着工分から、床材、壁材、手すり、天井材等に木材を活用する意向があるか否かの調査書を添付させている。
- ・ 特に、痴呆性高齢者が少人数で生活の支援を受けながら共同生活を営む「痴呆性高齢者グループホーム」は、小規模な建物であることから建築法規の規制が及ばないこともあり、約半数程度が木造という状況にあるが、痴呆性高齢者が生活する環境としてのしつらえを確保する観点からも木造のグループホームの推奨を図っていく方向とする。
- ・ そのため、整備費の協議基準の一項目として入所者の生活環境の向上のための木造及び内装等への木材の利用について明確化し、推進を図る。

(6) 児童福祉施設等における木製遊具の整備促進

林野庁と連携し、児童福祉施設等において、木材の特性を活かした遊具の整備を促進する。

(7) 医療施設への木材利用の推進

新たに作成したパンフレットを活用し、医療施設における木材利用の利点等を普及啓発する。

(8) 国立病院等施設の医療部門への使用拡大の推進

病棟、外来棟内の床、腰壁、家具等に木材使用の拡大を図っていく。

国土交通省における木材利用推進への具体的な方策

1. これまでの主な取り組み

(1) 国土交通省全体

・国土交通省木材利用推進連絡会議

国土交通省においては、平成13年3月に「国土交通省木材利用推進連絡会議」を設置し、関係各課との情報交換等を行い、木材利用を推進している。

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」)

グリーン購入法に基づき、平成13年度に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(閣議決定)」に、間伐材が特定調達品目として定められた。これを受け、国土交通省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」において、間伐材を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしている。

平成13年度直轄工事の間伐材使用状況：約18,000m³

平成14年度直轄工事の間伐材使用状況：約24,000m³(前年比の1.3倍)

・間伐材の利用推進に関する通達

グリーン購入法において、公共工事が特定調達品目として位置付けられ、公共工事の資材として間伐材を積極的に使用していく方針が示されたことから以下の通達を発出し、各事業での取組を実施している。

河川事業

公共工事における間伐材の利用推進について(平成13年9月5日)

道路事業

道路事業における間伐材の利用推進について(平成13年9月19日)

港湾事業

港湾・海岸事業における間伐材の利用推進について(平成15年1月17日)

(2) 各事業毎の取り組み状況

ア 官庁営繕

- ・暖かみのある空間創出のため、庁舎のウッドデッキ、ホール内装等への木材活用の推進。
- ・愛知万博政府館、首相官邸、京都迎賓館等の国の代表的建築物への木材の活用。
- ・木材活用モデル工事、木材活用事例集の作成・普及による木材活用の推進。
- ・公共建築工事標準仕様書・木造工事標準仕様書の制定・普及。

イ 公園

- ・親しみやすく、かつ特徴ある公園づくりのため、木材を積極的に活用。
- ・全国都市公園担当者会議等において、木材の利用推進について協力を要請。
- ・木材活用事例集「公園における木材の新しい活用に向けて」を平成16年1月に発行し、広報活動を通じて木材利用を促進。

ウ 河 川

- ・間伐材の有効利用を通じた河川整備と森林整備を農林水産省との連携の推進。
- ・災害復旧事業において、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定し、「河川環境の保全が可能となるような工法の基準」を通知。

エ 道 路

- ・木材を有効に活用し緑豊かで潤いのある道づくりを行う「木の香る道づくり事業」を実施。
- ・周辺景観への配慮、間伐材等木材資源の有効活用の観点から樹木の支柱、用地管理用柵等に木材を活用。

オ 住 宅

- ・木造住宅総合対策事業により木造住宅に関する技術開発・普及啓発、技能者育成、地域材を利用した優良な木造住宅団地(フォレストタウン)の整備等を支援。
- ・地域特性を踏まえた木造住宅や、一定の木材等の活用により環境負荷の低減に資する住宅に対して住宅金融公庫の融資額を割増。
- ・木造公営住宅等の建設を推進。
- ・建築基準法の改正(平成10年改正、平成12年6月施行)により、一定の耐火性能が確認できれば、大規模な建築物でも木造を用いた構造が可能となる等様々な木材利用が可能となっている。

カ 鉄 道

- ・周囲の景観との調和を図るため、木材駅舎を採用。
- ・木の「暖かみ」を重視して、駅構内に木材を採用。
- ・木片を利用した記念乗車券の発行。
- ・新造車両のテーブルや椅子に木材を採用。

キ 港 湾

- ・人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するため、親水性を活かした港湾緑地等の整備を推進。

ク 航 空

- ・庁舎や管制塔等の休養室、職員宿舎における内装・造作部分において木材利用を促進。

2. 今後の具体的な方策

国土交通省所管の各事業においては、これまでの取り組みを一層推進し、今後とも間伐材など使用した公共工事などで、木材利用の可能なところには木材を積極的に利用推進する。

環境省における木材利用推進への具体的な方策

1. 廃木材等のバイオマス・エネルギーとしての利用推進

(1) これまでの主な取組

建設発生木材を含むバイオ資源から製造したバイオエタノールの利用を推進するため、「再生可能燃料利用推進会議」を平成15年7月に設置し、バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)導入・普及のロードマップを作成した。

(2) 今後の具体的な方策

- ア E3については、パイロット事業のステージ(2003年~2004年)と次第に全国に広げる普及拡大のステージ(2005年~2012年)の2段階で取り組み、2012年を目途に全国レベルでの普及を目指す。
- イ 平成16年度から、廃木材等からバイオエタノールを製造する事業に対して補助する支援策(地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業の一環)を開始。

2. 政府・地方自治体におけるグリーン購入の中での間伐材等の利用推進

(1) これまでの主な取組

グリーン購入法に基づく、国等の各機関が重点的に購入すべき環境物品等として、文具類、機器類(机、いす等)、公共工事(小径丸太材)の品目について、間伐材等を使用したものを定めた。

(2) 今後の具体的方策

グリーン購入法の対象に、公共工事の資材として製材、集成材等の品目を新たに設定し、その判断の基準として間伐材等を使用することとして、平成16年度より調達を推進を図っていく予定。

3. 自然公園利用施設等における木材利用の推進

(1) これまでの主な取組

- ア 自然公園等における博物展示施設、休憩所、公衆トイレ、橋、標識、ベンチ、柵等の利用施設等の整備に当たっては、周辺の環境と調和した木材の使用を基本としている。
- イ 自然公園等における優良木造公共施設の事例集を作成し、自然保護事務所や都道府県に配布している。

(2) 今後の具体的方策

引き続き木材の積極的な使用に努めるとともに、都道府県を対象とした補助事業についても、全国自然保護主管課長会議等各種会議の場や、施設整備の予算申請に係るヒアリング時において、木材利用の積極的な使用を要請していく。